

患者さんへのお知らせ

一般名処方について

当院は一般名処方を推進しています

*一般名処方の処方箋表記：【般】●●●●(薬の有効成分名) △mg

現在、一部の医薬品において安定供給が難しい状況が続いています。**一般名処方**では、特定の医薬品が不足しても、同じ有効成分の薬を調剤できるため、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

入手困難な医薬品は、次のような方法で調剤させていただくことがあります。

- 同じ有効成分の他メーカー医薬品への変更
- 同じ効果の他の医薬品への変更の検討
- 処方日数の変更 など



当院では、保険薬局等と連携しながら継続的に治療が行えるよう努めてまいります。何卒ご理解・ご協力をお願いいたします。

長期収載品の選定療養について

2024年10月より、患者さんの希望で長期収載品（同じ効果を持つ後発医薬品のある先発医薬品）を選んだ場合、**選定療養費**として一部の費用が自己負担となります。

※ ただし、次の場合は選定療養の対象外です。

- ・医療上の必要性があると認められる場合
- ・供給状況により後発医薬品の提供が困難な場合
- ・入院中の場合



お薬に関してご不明な点などがございましたら
医師・薬剤師にご相談ください。